

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成三十年三月三十一日から適用する。

(農業協同組合等における派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置)

第二条 当分の間、第一条の規定による改正後の農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準(以下この条及び次条において「新農協告示」という。)第五十条第二項及び第三項、第三百三十二条第五項、第四百四十条第五項、第二百三十六条第二項並びに第二百四十六条の六第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第五十条第二項	標準的手法採用組合は、次の各号に掲げる組合のいずれにも該当しない場合にあっては	標準的手法採用組合は

<p>第五十条第三項</p>	<p>標準的手法採用組合は、前項各号に掲げる組合のいずれにも該当しない場合において</p>	<p>標準的手法採用組合が</p>
<p>第三百三十二条第五項</p>	<p>第五十条（第二項及び第三項を除く。）から第五十二条の六までの規定は、事業法人等向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と、第五十条第四項中「前三項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。</p>	<p>第五十条から第五十三条までの規定は、事業法人等向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と読み替えるものとする。</p>

<p>第四百四十条第五項</p>	<p>第五十条（第二項及び第三項を除く。）から第五十二条の六までの規定は、リテール向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と、第五十条第四項中「前三項」とあるのは「第十項」と読み替えるものとする。</p>	<p>第五十条から第五十三条までの規定は、リテール向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と読み替えるものとする。</p>
<p>第二百三十六條第二項</p>	<p>第五十条（第二項及び第三項を除く。）から第五十二条の六までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中</p>	<p>第五十条から第五十三条までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法</p>

<p>第二百四十六条の六 第一項</p>	<p>同章（第五十条第二項及び第三項を除く 。）の規定中</p>	<p>同章の規定中</p>
	<p>「標準的手法採用組合」とあるのは「内 部格付手法採用組合」と、第五十条第四 項中「前三項」とあるのは「第一項」と 読み替えるものとする。</p>	<p>採用組合」と読み替えるものとする。</p>

2 内部格付手法採用組合は、直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスపోージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスపోージャーのEADを算出する場合において、当該EADの算出に当たって新農協告示第五十三条に規定するカレンダー・エクスపోージャー方式を用いているときは、当分の間、新農協告示第百三十二条各項の規定により算出したEAD（当該エクスపోージャーに係るものに限る。）に次の掛目を乗じた額を当該間接清算参加者

に対するトレード・エクスポージャーのEADとすることができるとする。

$$\text{EAD} = \sqrt{T_m/10}$$

T_m は、新農協告示第五十二条第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間をいう。この場合において、「回算中「前項」とあるのは「附則第二条第二項」と、回算済「中」は「ネットイング・セット二十営業日」とあり、及び「ネットイング・セット 十営業日」とあるのは、「ネットイング・セット 五営業日」と読み替えるものとする。

3 前項の規定は、内部格付手法採用組合が、リテール向けエクスポージャーであつて、自己が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出する場合について準用する。

(農業協同組合等における適格中央清算機関に係る経過措置)

第三条 当分の間、新農協告示第一条第七号の三に掲げる用語の意義は、同号の規定にかかわらず、第一条の規定による改正前の農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準(次項において「旧農協

告示」という。) 第一条第七号の三に定めるところによる。

2 当分の間、新農協告示第二百四十六条の七の規定にかかわらず、適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額の算出に当たっては、旧農協告示第二百四十六条の七の規定により算出するものとする。

(漁業協同組合等における派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置)

第四条 当分の間、第二条の規定による改正後の漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準(以下この条及び次条において「新漁協告示」という。) 第五十条第二項及び第三項、第三百三十二条第五項、第四百十条第五項、第二百三十六條第二項並びに第二百四十六条の六第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第五十条第二項	標準的手法採用組合は、次の各号に掲げる組合のいずれにも該当しない場合にあ	標準的手法採用組合は
---------	--------------------------------------	------------

	<p>第五十条第三項</p> <p>標準的手法採用組合は、前項各号に掲げる組合のいずれにも該当しない場合において</p>	<p>標準的手法採用組合が</p>
<p>第三百三十二条第五項</p>	<p>第五十条（第二項及び第三項を除く。）から第五十二条の六までの規定は、事業法人等向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と、第五十条第四項中「前三項」とあるのは「</p>	<p>第五十条から第五十三条までの規定は、事業法人等向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と読み替えるものとする。</p>

<p>項</p> <p>第二百三十六條第二</p>	<p>第四百四十條第五項</p>	<p>第五十條（第二項及び第三項を除く。）から第五十二條の六までの規定を準用す</p>	<p>第一項」と読み替えるものとする。</p> <p>第五十條（第二項及び第三項を除く。）から第五十二條の六までの規定は、リテール向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と、第五十條第四項中「前三項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。</p>	<p>第五十條から第五十三條までの規定を準用する。この場合において、「標準的</p>	<p>第五十條から第五十三條までの規定は、リテール向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と読み替えるものとする。</p>
---------------------------	------------------	---	---	--	---

	<p>る。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と、第五十条第四項中「前三項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。</p>	<p>法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と読み替えるものとする。</p>
<p>第二百四十六条の六 第一項</p>	<p>同章（第五十条第二項及び第三項を除く。）の規定中</p>	<p>同章の規定中</p>

2 内部格付手法採用組合は、直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスపోージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスపోージャーのEADを算出する場合において、当該EADの算出に当たって新漁協告示第五十三条に規定するクレジット・エクスపోージャー方式を用いているときは、当分の間、新漁協告示第三百三十二条各項の規定により

算出したEAD（当該エクスポージャーに係るものに限る。）に次の掛目を乗じた額を当該間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADとすることができる。

$$\text{EAD} = \sqrt{T_m/10}$$

T_m は、新漁協告示第五十二条第七項の規定を準用して算出したリスクのマージンをいう。この場合において、「回算中」「前項」とあるのは「附則第四条第二項」と、回算中「中」は「ネットテイグ・セット二十営業日」とあり、及び「ネットテイグ・セット 十営業日」とあるのは、「ネットテイグ・セット 五営業日」と読み替えるものとする。

3 前項の規定は、内部格付手法採用組合が、リテール向けエクスポージャーであつて、自己が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出する場合について準用する。

（漁業協同組合等における適格中央清算機関に係る経過措置）

第五条 当分の間、新漁協告示第一条第七号の三に掲げる用語の意義は、同号の規定にかかわらず、第二条

の規定による改正前の漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（次項において「旧漁協告示」という。）第一条第七号の三に定めるところによる。

2 当分の間、新漁協告示第二百四十六条の七の規定にかかわらず、適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額の算出に当たっては、旧漁協告示第二百四十六条の七の規定により算出するものとする。

（農林中央金庫における派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置）

第六条 当分の間、第三条の規定による改正後の農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（以下「新農林中央金庫告示」という。）第五十六条第一項本文（新農林中央金庫告示第三百三十四条第五項、第四百二十二条第五項、第二百三十七条第二項及び第二百四十七条の七第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、農林中央金庫は、カレント・エクスポージャー方式（第三条の規定による改正前の農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（以下「旧農林中央金庫告示」という。）第五十六条の二に定めるところにより与信相当額を算出する方式をいう。以下同じ。）を用いて、先渡、スワップ及びオプションその他の派生商品取引の与信相当額を算出することができる。この場合において

、農林中央金庫は、全ての派生商品取引について、S A I C C Rを用いて与信相当額を算出することができない。

2 前項の規定にかかわらず、農林中央金庫が、直近の算出基準日においてS A I C C Rを用いて派生商品取引の与信相当額を算出している場合には、あらかじめ、やむを得ない理由によりその使用を継続することができない旨を農林水産大臣及び金融庁長官に届け出たとき又は新農林中央金庫告示第五十六条の四第一項の承認を受けたときを除き、これを継続して用いるものとする。

3 前二項の規定は、新農林中央金庫告示第五十六条第二項に規定する長期決済期間取引の与信相当額の算出について準用する。この場合において、農林中央金庫は、派生商品取引と長期決済期間取引について異なる方式を用いることができる。

第七条 農林中央金庫が包括的手法を適用する場合であつて、先渡、スワップ及びオプション等の派生商品取引について、カレント・エクスポートジャー方式を使用し、かつ、適格金融資産担保を用いるときのエクスポージャーの額は、当分の間、旧農林中央金庫告示第四章第五節第三款の規定により算出するものとする。

2 農林中央金庫が簡便手法を適用する場合において、先渡、スワップ及びオプション等の派生商品取引について、カレント・エクスポージャー方式を使用し、かつ、適格金融資産担保を用いるときに、当該適格金融資産担保が旧農林中央金庫告示第九十三条第三号及び第四号に掲げるものであるときは、当分の間、同条第三号及び第四号に定めるリスク・ウェイトを適用することができる。

第八条 農林中央金庫が標準的手法を採用する場合において、直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る金融商品取引法第二条第二十七項に規定する有価証券等清算取次ぎ、間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る商品先物取引法第二条第二十項に規定する商品清算取引その他間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る取次ぎ又はこれらに類する海外の取引（以下「清算取次ぎ等」という。）を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについて、与信相当額の算出にカレント・エクスポージャー方式を用いているときは、当分の間、旧農林中央金庫告示第百十六条の二の規定により算出した額を当該信用リスク・アセットの額とみなすことができる。この場合において、新農林中央金庫告示第二十五条第一号の合計額の算出に当たっては、当該信用リスク・アセットの額を

用いるものとする。

2 農林中央金庫が内部格付手法を採用する場合において、直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出するときに、当該EADの算出に当たってカレント・エクスపోージャー方式を用いているときは、当分の間、新農林中央金庫告示第三百三十四条各項の規定により算出したEAD（当該エクスポージャーに係るものに限る。）に次の掛目を乗じた額を当該間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADとすることができるとする。

$$\text{掛目} = \sqrt{T_m/10}$$

T_m は、新農林中央金庫告示第五十六条の四第七項の規定を準用して算出したリスクのマージンをいう。この場合において、回函中「前項」とあるのは「附則第八条第二項」と、回函中「中」は「ネットイング・セット 二十営業日」とあり、及び「ネットイング・セット 十営業日」とあるのは、「ネットイング・セット 五営業日」と読み替えるものとする。

3 前項の規定は、農林中央金庫が内部格付手法を採用する場合において、リテール向けエクスポージャー

であつて、自己が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出するときについて準用する。

第九条 農林中央金庫がカレント・エクスポージャー方式を用いる場合において、新農林中央金庫告示第二百四十七条の三第一項に規定する標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額を算出するときは、当分の間、同項の算式における $EAD_{1, total}$ は、包括的手法を使用する場合の信用リスク削減手法を適用した後のエクスポージャーの額の割引現在価値を、取引相手方 i に係るネットティング・セットごとに算出した額とする。

2 前項の割引現在価値は、次に掲げる算式により算出するものとする。

$$(\text{割引現在価値}) = (\text{与信相当額}) \times (1 - \text{EXP}(-0.05 \times M_i)) / (0.05 \times M_i)$$

M_i は、新農林中央金庫告示第二百四十七条の三第一項に規定する M_i

3 第一項の規定により新農林中央金庫告示第二百四十七条の三第一項の算式における $EAD_{1, total}$ を算出する場合において、直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャー

に係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーに係る EAD_i^{total} を算出するときは、第一項に規定する額に次の掛目を乗じた額を、当該ネットテイニング・セットの EAD_i^{total} とすることができる。

$$\text{掛田} = \sqrt{(T_m/10)}$$

T_m は、新農林中央金庫告示第五十六条の四第七項の規定を準用して算出したリスクのマージンをいう。この場合において、同条中「前項」とあるのは「附則第九条第三項」と、同条中「中」を「ネットテイニング・セット」とあり、及び「ネットテイニング・セット」とあるのは、「ネットテイニング・セット」と読み替えるものとする。

(農林中央金庫における適格中央清算機関に係る経過措置)

第十条 当分の間、新農林中央金庫告示第一条第六号の三に掲げる用語の意義は、同号の規定にかかわらず、旧農林中央金庫告示第一条第六号の三に定めるところによる。

2 当分の間、新農林中央金庫告示第二百四十七条の八の規定にかかわらず、適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額の算出に当たっては、旧農林中央金庫告示第二百四十七条の八の規定に

より算出するものとする。